

久保ひろのり 市政報告 Vol. 13

2020
6/17令和2年 6月定例会
一問一答

市民満足度向上宣言。
もっと、とやまは元気になれる!!

農業用排水路の維持管理について

久保

昨年、徳島市の農業用水路を管理する土地改良区が、その水路に生活排水を流している一般家庭に対し、河川法に基づき使用料の支払いを強制できるかについて、最高裁は強制できないという判断を示した。判決には裁判官の補足意見が付されており、本件水路は法定外公共物として法令等に基づいて管理されるべきものであるところ、国から本件水路の譲与を受け、その管理権限を有する徳島市と、本件水路を使用し、その維持管理を行ってきた土地改良区との法的関係が明確でないことが本件のような紛争を生ずる原因の1つになっている。そのため、本件水路の維持管理やその費用負担の在り方については、徳島市と土地改良区との法的関係を明確にし、法令に基づいて整理・検討する必要があるとした。

今後、管理権限を持つ市と維持管理を行っている団体とが法的関係を明確にするために契約を結んでおくようにという注意喚起であると私は捉えた。

現在、富山市内では法定外公共物の維持管理を地域の生産組合が行っているケースが多くあるが、市はその生産組合と何らかの契約を結んでいるのか。

財務部長

市として管理者と契約は交わしていない。

久保

地域の方から、水路の修繕等について相談を受けることがある。建設部に行くと、法定外公共物と分かり管財課を紹介される。管財課に行くと、地域の生産組合に相談するよう促される。

そもそも管理権限を市が有しているのに、生産組合が負担をしなければならない法的な根拠があるのか。

財務部長

法的な根拠等はない。

久保

法的な根拠がないにも関わらず、生産組合が悪く言われ、つらい思いをされている実情がある。

市街化区域内では、農業用排水路に住宅や道路の雨水排水も受けている。浸水防止の役割も担っているが、その分の受

益に対する負担は生じていない。

生産組合の皆さん、自分の利益のためだけではなく、公共の利益のために今まで維持管理をしてきていただいたことを私たちは理解し、感謝しなければならない。

法定外公共物の維持管理において、仮に契約も結ばず、責任の所在も不明確なまま、さらに管理する能力があるかも把握せず維持管理を丸投げしていたということになれば、問題が生じたときに市は当然責任を問われる。

法定外公共物の維持管理を担う生産組合などについて、組合員数や年齢構成、財務状況など、市はどの程度把握をしているのか。

農林水産部長

生産組合数や組合員数について把握しているが、組合員の年齢や財政状況については把握していない。

久保

市街化区域内の農地は売りたくても売れないという声を聞く。農地の買取り価格は下落し、売っても多額の相続税を支払うことができないことから、納税猶予と免除を受けるために、毎年赤字となても農業を続けざるを得ないという農家が多い。

市長は、農家の痛みを理由に仕組みを変えることはできないと以前主張されたが、その一方で、市街化区域内の農家に受益者負担として農業用排水路の維持管理をさせてきた。

市街化区域内の農家が減り生産組合の体力が落ちてくることは、市が進めてきた政策の陰の部分であり、十分予測可能な副作用である。

もしも生産組合から維持管理が困難であると市に申出があった場合、どう対処するのか。

財務部長

申出があった場合には、現地を確認し、機能の有無や使用実態等の把握を行い、機能を有する場合には、当該法定外公共物の受益者や利害関係者全員で法定外公共物の存続方法について改めて検討していただくよう生産組合に促す。



久保

江ざらいや、除草など大変な作業を農家の皆さんに担ってきていただいたが、その好意に甘え続けるわけにはいかない状況が近づいてきている。

市は、将来的にどのような維持管理が望ましいと考えているのか。

市長（森 雅志）

1つの手法として、都市計画税の税率を上げる。つまり、市街化区域内に住んでいる人たちにとって雨水を流すために必要なものについては、その地域の人にも一定程度負担してもらう。市町村合併のときからずっとと思っていた。

実際は、その集落が管理してきたものはその集落で何とかしてほしいというのが市の立場。ケース・バイ・ケースで考えていかざるを得ない。

久保

年金支給年齢の引上げによって定年延長が定着し、徐々に家での時間を持つようになると、家庭菜園など土いじりをしたいという声をよく聞く。家庭菜園のレベルでやりたいということであれば、歩いて通える距離が理想的である。

さらに、町内会で畠をすれば、近所の方が一緒に農作業をして、収穫したものは自治公民館で一緒に料理して食べるなど、地域コミュニティーの醸成や健康づくりの効果も期待できる。

農業にふれあうことは、高齢者だけでなく、子どもにとっても人生でかけがえのないすばらしい体験となる。

ただ、農地の確保は簡単ではない。

通常、農地法による貸借は、法定更新として貸借契約は自動的に更新される。契約を更新しない場合は知事の許可を得る必要があるので、農地は一度貸し出すと、相当な理由がないと返ってこない。

さらに、相続税の納税猶予を受けている間に農地を貸し出してしまうと、原則、納税猶予が打ち切られて、猶予税額と利子税の納税が必要になる。

ところが、平成30年9月1日に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、生産緑地地区に指定された都市農地の貸借については、期間を定めて、契約をすれば契約期間経過後に農地は返ってくることになり、安心して農地を貸せるようになった。

さらに、相続税の納税猶予を受けたままで農地を貸し出すことができるようになった。

都市農地を借りて市民農園を開設する場合は、農地所有者から直接、借りることができるようになった。

この制度を利用するためには、まずは生産緑地地区に指定することが必要になる。

農地を貸し出し、農地と農業用排水路のステークホルダーが増えれば、維持管理の面で、広く地域や市民の協力を得やすくなる。

生産緑地地区の指定について、市長の所見を問う。

市長（森 雅志）

市街化区域内に農地をお持ちだった方々は、既に宅地転用して貸し出されたり、売却されたり、その経緯の最後として、自分の家で食べるおコメの分だけ持っている方が多いと思う。

農地は、市街化区域内の農地を売って調整区域内の農地を買えば課税されないし、農業を続けていくことは十分可能。市街化調整区域内の対象となる農地に持ち替えればいい。

生産緑地については全く考えていない。

久保

国は、各種法令、都市農地を貸出す要件の緩和など動いている。今後も、生産緑地の必要性を訴えていく。



後援会への「寄付金」賛助をお願い致します

- 1口2,000円からの受付となります。
- 政治資金規正法により、匿名・企業・団体による寄附は認められていません。寄附はすべて個人名義でお願いします。
- 年間5万円を越えて寄附くださった方は、政治資金規正法第12条に基づき、寄附者の氏名、金額、住所、職業が政治資金収支報告書に記載され公表されます。
- 「大憲会」へのご寄附は、寄附金控除の対象となりません。

お振込み口座のご案内

北陸銀行 富山南中央支店

● 口座番号 (普) 6094287

● 口座名義 大憲会(ヒロノリカイ)

※恐縮ではありますが、振込手数料は別途ご負担願います。